

田川市第5次行政改革大綱

～「経営の質」の向上に向けて～

平成24年5月

福岡県田川市

目次

1 行政改革の必要性	- 1 -
(1) これまでの行政改革取組と現在の財政状況	- 1 -
(2) 今後の見込み	- 1 -
(3) まとめ	- 2 -
2 問題点と原因の整理	- 2 -
3 第5次行政改革のあり方	- 2 -
(1) 第5次行政改革の目的	- 3 -
(2) 第5次行政改革の使命	- 3 -
(3) 第5次行政改革の基本方針	- 3 -
4 推進期間および進捗管理	- 4 -
(1) 推進期間	- 4 -
(2) 進捗管理	- 4 -
5 基本方針体系別の具体的な取組内容	- 5 -
【基本方針1】 市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える	- 6 -
【基本方針2】 人材を適切にマネジメントする	- 7 -
【基本方針3】 事務事業を検証しながら選択と集中を行う	- 10 -
【基本方針4】 多額な財政負担を要する事業の検証と再構築	- 12 -
【基本方針5】 「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する	- 15 -
【基本方針6】 上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	- 16 -

1 行政改革の必要性

(1) これまでの行政改革取組と現在の財政状況

本市はこれまで、第1次(昭和60年)、第2次(昭和63年)、第3次(平成8年)、第4次(平成16年)と、4度にわたる行政改革に取り組み、厳しい環境変化に対応可能な簡素で効率的な行財政構造の確立を目指してきました。また、平成13年度には、財政の危機的状況を踏まえ、緊急財政改革検討委員会を設置し、財政運営のあり方についての検討を行いました。

しかしながら、現状は、

- ・近い将来に必要となる大規模なインフラ整備や更新等の財政需要に対して、非常に脆弱な「財政調整基金および減債基金の残高(約23億円:平成22年度決算実績)」
- ・全国55の類似団体中、「最下位(平成21年度決算)」であり、全国の市町村の財政力指数平均(0.55:平成21年度)よりも低い「財政力指数(0.40:平成21年度)」
- ・市民が納めた税や国からの交付税の大部分を市職員の人件費や借金返済等に充てているために、将来のために新しいことをするためのお金が「僅か6.5%(平成22年度決算)」しか残っていないことを表す「経常収支比率」

等が示すとおり、予算をマネジメント(最適な状態になるよう管理すること)する手法を確立できていないために、中長期的な見通しを踏まえた健全な行財政構造の確立には至っていません。

(2) 今後の見込み

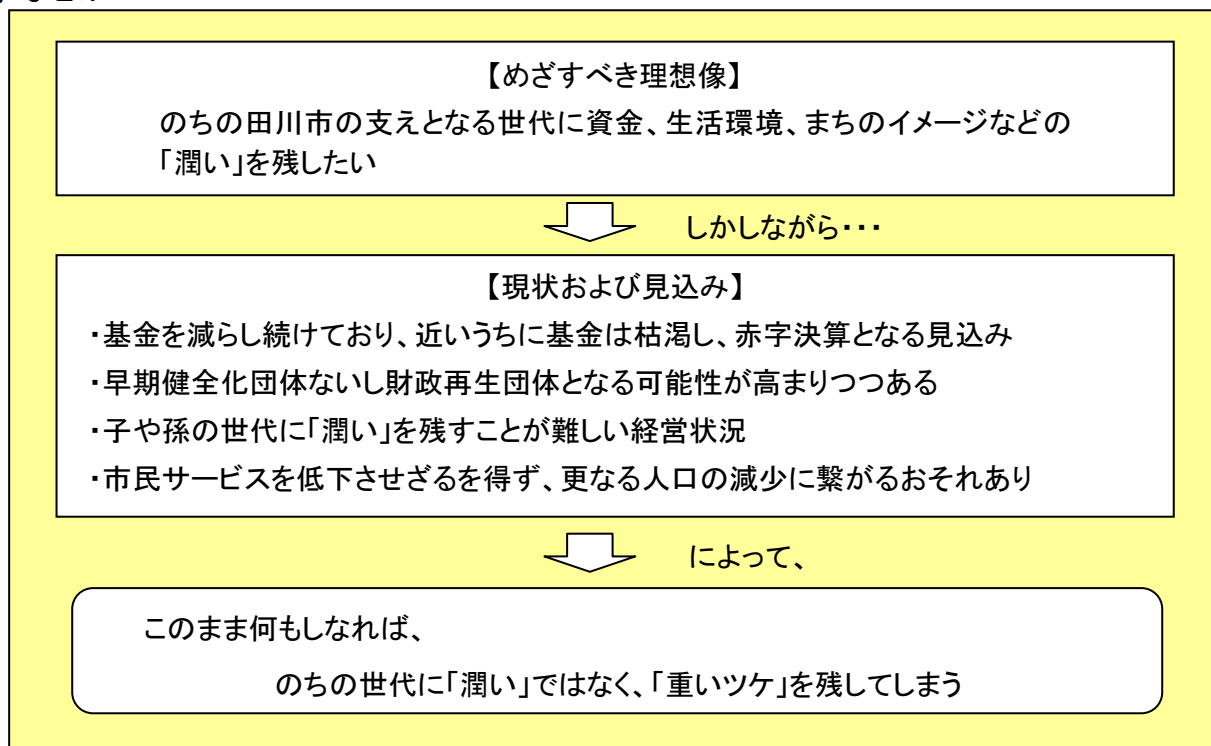
今後においては、生産年齢人口が減少する見込みであると共に、社会経済情勢の先行きが不透明であることから、市税の増収が見込めず、国からの地方交付税の算定方法が大きく変わる可能性が考えられます。他方で、経年劣化に伴う公の施設に係る修繕の増加、市立病院への多額の基準外繰出および大規模インフラの整備等が見込まれ、財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。

さらに、臨時・嘱託職員の賃金等の「物件費」や生活保護費等の「扶助費」が増加傾向にあり、このまま必要な改善を行わなければ、近い将来、頼みの基金が枯渇してしまい、「赤字決算」に陥るケースも大いに考えられます。

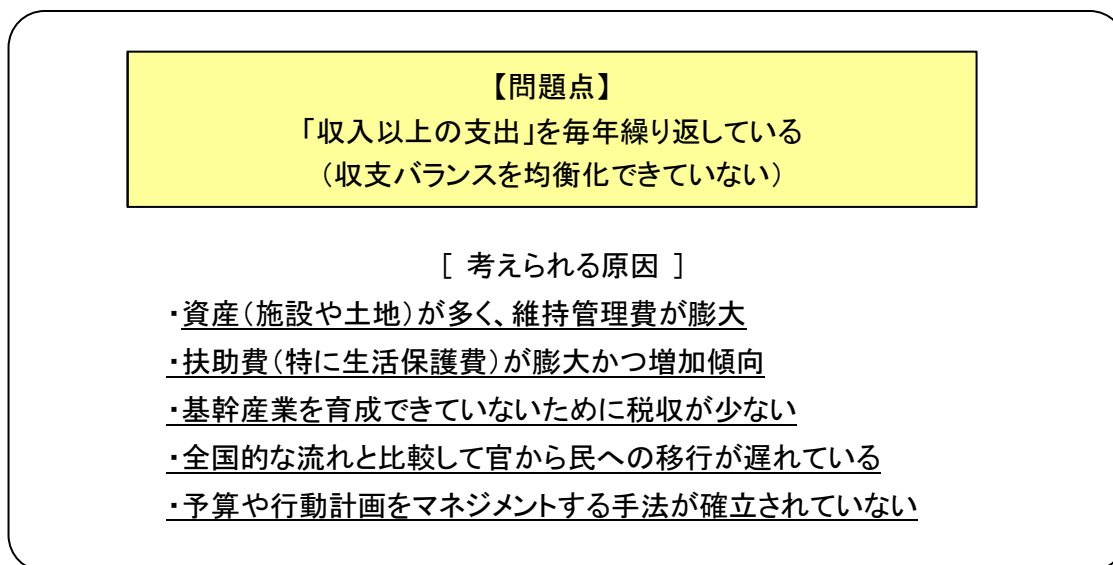
そして、一度でも「赤字決算」が発生した場合、その赤字を埋めるために更なる借金等を行うこととなり、「雪だるま式」に赤字が膨む危険性が高くなり、早期健全化団体ないし、財政再生団体(※)に転落しかねない状況を迎える可能性が高まります。

(※「早期健全化団体、財政再生団体」:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれかが、早期健全化基準以上になると「早期健全化団体」に指定され、財政健全化計画の策定や外部監査の要求等が義務付けられる。さらに財政状況が悪化し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが、財政再生基準以上になると「財政再生団体」に指定され、国等による関与のもとで再生に取り組むことになる)

(3) まとめ



2 問題点と原因の整理



3 第5次行政改革のあり方

財政状況の悪化により、「お金が無いから市民サービスが出来ない」ということになると、市民の皆様がこの土地に本当に住みたくても住めなくなってしまうという「悲劇」を招いてしまいます。

このような悲劇を招くことなく、5年から10年経ったのちにおいて、「世界記憶遺産の登録と同じタイミングで取り組まれた行政改革のおかげで、良い方向に変わった」と振り返ることができるような具体的なイメージを想定し、第5次行政改革の「目的」、「使命」および「基本方針」を定めます。

(1) 第5次行政改革の目的

のちの世代に「潤い」を残す仕組みを確立する
(収支バランスの均衡化を図る経営手法を確立する)

(2) 第5次行政改革の使命

使命：市民サービスを向上させながらコストを適切に圧縮する

(「第5次行政改革のゴール地点」を踏まえた推進イメージ)

この土地が大好きで、色んな繋がりで住んでいる市民の皆様が、「あの頃、市の財政がかなり悪く、大変だったようだけれども、5年10年経ってみて、市役所の職員も頑張っていて、市民サービスも特に悪くなった感じはしなくて、最近では財政も少しだけ楽になったよ」と感じることができる状態を目指す。急速に良くなるということはないので、「少しだけ楽になったよ」というところに持っていく。

(3) 第5次行政改革の基本方針

1 市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える

古い役所の文化からの転換

2 人材を適切にマネジメントする

定員管理による削減だけではない

臨時職員や嘱託職員、管理職手当や時間外手当も含める

職員を適切に評価する人事制度の採用

3 事務事業を検証しながら選択と集中を行う

必要性の低い事業を廃止する

これから何を始めるかではなく、何をやめるかということを考える

子や孫の世代が活躍する時代をイメージしながら、何をどうしていくべきかを考える

4 多額の財政負担を要する事業の検証と再構築

地方公営企業経営や一部事務組合等への財政負担のあり方を検証する

5 「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する

すべてを行政が担うのではなく、役割分担のあり方の見直しを図る

6 上記1～5を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す

4 推進期間および進捗管理

(1) 推進期間

「第5次総合計画前期基本計画(平成23年度～平成27年度の5年間)」に係る進捗管理との整合性を図る観点から、開始年度を「平成24年度」としたうえで、推進期間を「5年間(平成24年度～28年度)」とします。

(2) 進捗管理

各取組の推進および市民協働推進の観点から、本大綱に係る「成果目標および活動目標」を定めた実施計画を策定したうえで、同計画に定めた目標値の進捗確認、柔軟な改善および市民の皆様への公表を適宜行うこととし、

- ・毎年度の進捗確認を年2回、田川市行政改革推進委員会(※)において行う
- ・平成26年度末に「中間取りまとめ」を田川市行政改革推進委員会(※)において行う
- ・推進期間終了時(平成28年度末)において、「最終取りまとめ」を田川市行政改革推進委員会(※)において行う

こととします。

(※「総合計画、行政評価、行政改革および(必要であれば)人事評価も加えた全体を毎年度チェックする包括的な外部委員会(本大綱 P11<中項目9>外部チェック機関の設置)」が設置された場合は、当該外部委員会において進捗管理を行うものとします)

「田川市第5次行政改革大綱」について

平成23年8月、田川市長は、有識者や市民の皆様で構成された第三者機関である「田川市行政改革推進委員会(以下「推進委員会」という)」に対し、以下の諮問を行いました。

- 1 田川市の経営上の問題点、課題について
- 2 田川市が目ざすべき財政上の目標とそのために取り組むべき事項について
- 3 上記を踏まえた田川市第5次行政改革大綱骨子について

推進委員会においては、平成24年2月まで計9回にわたり、真摯な議論が行われました。その結果として、単なる「骨子」ととどまらず、「大綱自体のあるべき姿」を示したものとして、「経営の質を向上させるために取り組むべきこと～田川市第5次行政改革大綱について～」を平成24年3月に答申いただきました。

この答申の中には、第5次総合計画をはじめ、人材育成基本計画(現在見直し中)、中期事業計画(平成22年11月病院策定)等の個別計画に盛り込まれ実施している項目や実施予定の項目も含まれていますが、本大綱は、推進委員会の答申内容を最大限に尊重したうえで策定したものであり、市民の皆様との「約束」として、強力に推進してまいります。

5 基本方針体系別の具体的な取組内容

基本方針	大項目	中項目	
1 市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える ・古い役所の文化からの転換	1 問題解決	1 「仕事の質向上活動(QC活動)」の実施	
	2 知識の共有	1 ナレッジ・バンクの構築	
	3 目標管理制度	1 組織目標の設定 2 目標・指標の設定スキル向上	
2 人材を適切にマネジメントする ・定員管理による削減だけではない ・臨時職員や嘱託職員、管理職手当や時間外手当も含める ・職員を適切に評価する人事制度の採用	1 組織機構	1 組織数の削減と職員相互の協力体制確立	
		2 業務のアウトソーシング推進	
		3 管理職のあり方	
	2 定員管理	4 級別定数の設定	
		5 職員年齢構成の是正	
		1 業務量の積算に基づく人員配置の実施	
		2 休職者の予防・復帰プログラムの導入	
	3 人材育成	3 職員採用制度の見直し	
		4 人件費総額のスリム化	
1 人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底			
3 事務事業を検証しながら選択と集中を行う ・必要性の低い事業を廃止する ・これから何を始めるかではなく、何をやめるかということを考える ・子や孫の世代が活躍する時代をイメージしながら、何をどうしていくべきかを考える	1 事務事業のあり方	2 「地域担当職員」制度の導入	
		3 OJTを徹底する仕組みの構築	
		1 総合計画と個別計画の整合性の整理	
		2 行政評価制度の明確化	
		3 行政評価制度と市民満足度の連動	
		4 多様な観点による議論の促進	
		5 進捗管理と目標精度の向上	
		6 予算削減ルールの設定	
		7 予算反映方法の確立	
		8 評価結果の迅速な実行	
		9 外部チェック機関の設置	
10 人件費の「見える化」			
4 多額の財政負担を要する事業の検証と再構築 ・地方公営企業経営や一部事務組合等への財政負担のあり方を検証する	2 公の施設のあり方	11 内部会議のスリム化	
		1 指定管理者制度の推進	
		2 ファシリティマネジメント方針の策定と実行	
4 多額の財政負担を要する事業の検証と再構築 ・地方公営企業経営や一部事務組合等への財政負担のあり方を検証する	1 汚水処理基本構想	1 公共下水道整備の必要性検討	
	2 田川地区清掃施設組合	1 新ごみ焼却場建設費用の抑制と市民理解度の向上	
		2 職員の資質向上策の実施	
	3 水道事業	1 計画的な施設等の更新および広域化の推進	
	4 田川市立病院	1 基準外繰出の抑制	
		2 目標管理の推進と適切な公表	
		3 ネットワーク化の推進	
		4 職員の資質向上と労働条件の整備	
		5 経営改善推進委員会のあり方	
		6 原価計算の導入	
		7 外部委員会設置による検証の実施	
	5 「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する ・すべてを行政が担うのではなく、役割分担のあり方の見直しを図る	1 「新しい公共」時代におけるまちづくりのあり方	1 自治基本条例の必要性検討
		2 外部委託のあり方	1 外部委託の適正化推進
2 市民協働促進策の検討			
3 補助金、負担金のあり方		1 外部機関による検証の実施	
4 財政状況に係る情報公開	2 「サンセット方式」の導入		
6 上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す	1 財政健全化に向けた取組	1 「分かりやすい」情報提供方法の追求	
		1 財政健全化条例および計画等の策定	
		2 予算編成方法の変更	
6 基本方針数	17 大項目数	3 歳入増加策の強化	
		49 中項目数	

【基本方針1】 市民満足度を高めるために行政の「仕事の質」を変える

【大項目1】 問題解決

〈中項目1〉「仕事の質向上活動(QC活動)」の実施

(1) 業務上の無駄を削減するとともに成果の質向上を図ることを目的とした、「仕事の質向上活動(QC活動(※1))」は、民間企業では一般的に行われている取組であり、本市で試行的に行われた活動において、かなりの効果も上がっている。したがって、これを「業務」と位置付け、活動が馴染む部分については、2年程度の期間を定め、全庁的に取り組むことで、多くの職員が日々の実践を通じて改善手法を身に付けるとともに、「標準化(※2)」を促進することで、仕事の質および職員の資質向上を図る。

(※1「QC活動」:Quality Control(品質管理)の手法を用い、具体的な業務課題の解決に取り組み、効率化・改善等に係る対策を考案して実践する活動)

(※2「標準化」:素早い処理を可能にし、成果を安定させ、教育を容易にする等のために業務手順を一定に定めること)

通番	目標期限・活動期間など	担当課
1	平成26～27年度実施	総務課、行政改革推進室

(2) 「仕事の質向上活動(QC活動)」に取り組む際は、この活動に馴染む業務の見極めをまず行い、活動を牽引する有志職員に対して「活動アドバイザー」の兼務辞令を発令する。また、活動の統括を行う「センター機能」として行政改革推進室内に「QC活動事務局」を設置する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
2	平成25年度末	総務課、行政改革推進室

【大項目2】 知識の共有

〈中項目1〉ナレッジ・バンクの構築

(1) 知識・知見の伝承により、業務改善に繋げることや様々なトラブルを未然に防止することを目的とし、庁内LANの活用等のコストが掛からない方法の工夫を図り、業務スキル、庁内の講師や教材、成功事例や失敗事例等の情報をデータ化し「見える化」する取組である「ナレッジ・バンク」を構築する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
3	平成26年度末	総務課、行政改革推進室

(2) 導入効果の向上を目的とし筑豊地域の各自治体へ呼びかけを行い、広域で「ナレッジ・バンク」を構築する。なお、内部情報の流出に配慮し、情報セキュリティ対策を十分に図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
4	平成28年度末	総務課、行政改革推進室

【大項目3】 目標管理制度

〈中項目1〉組織目標の設定

(1) 部署ごとの運営方針を毎年度策定し、進捗管理を行う。そして、実績と成果の評価および方針の継続的な改善を図ることにより、人材育成や業務改善の促進に繋げる。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
5	平成24年度末	総務課

〈中項目2〉 目標・指標の設定スキル向上

- (1) 第5次総合計画基本計画中の指標については、本来は成果指標とすべきである。しかし、本計画中には、実現が容易な指標、成果を測定するには妥当性を欠くと思われる目標値が散見される。こうした反省に基づき、目標・指標の設定に係る基礎的なスキルの向上を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
6	平成24年度以降毎年度実施	総合政策課、総務課、行政改革推進室

【基本方針2】 人材を適切にマネジメントする

〔大項目1〕 組織機構

〈中項目1〉 組織数の削減と職員相互の協力体制確立

- (1) 現状においては、係ごとの人数が少なくなり過ぎているために、市民対応に柔軟性を欠く状況を招いている。よって、総合計画体系に合わせつつも課や係を再編し、各係に適正な人員を配置することで、職員相互の協力体制を構築し、市民サービスの向上を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
7	平成26年度末	総務課、行政改革推進室

〈中項目2〉 業務のアウトソーシング推進

- (1) 業務そのものをマネジメントする機能は市役所内に残しつつも、時代の変化に合わせ、業務のアウトソーシング(外部委託)を全体的に推進し、民間活力を活用して、より効果的、効率的な行政サービスの提供を推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
8	平成25年度末	全課、行政改革推進室

〈中項目3〉 管理職のあり方

- (1) 人事の透明性確保や職員としての総合的なスキルと知識を身に付けることを目的とし、「マネジメント能力」を重視した、「管理監督職資格試験」を実施する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
9	平成28年度末	総務課

- (2) これまで、管理職の使命や役割分担が不明確であるために課題解決に繋がっていない状況が伺えることから、管理職が担う役割の明確化を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
10	平成25年度末	総務課

- (3) 「計画能力、統率能力、部下育成能力、経営能力」等、管理職として必要なスキル向上を推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
11	平成24年度以降毎年度実施	総務課

〈中項目4〉 級別定数の設定

- (1) 係長級以上が全職員の約半数も占めており、人件費の高騰を招いている状態を改善するため、責任の度合等に応じた、職務の級ごとに職員数の枠を定める「級別定数制度」を導入する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
12	平成24年度末	総務課

〈中項目5〉 職員年齢構成の是正

- (1) 現在の年齢構成は非常にアンバランスであり、将来的に組織としての業務遂行が困難になる危険性が高くなることが明らかである。こうした認識をもとに、現状を計画的に是正する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
13	平成24年度以降毎年度実施	総務課

[大項目2] 定員管理

〈中項目1〉 業務量の積算に基づく人員配置の実施

- (1) 本市の人員配置は、それまでの課、係の人数や仕事の流れから捉えたおおまかな「見込み」で行われている。この状況を改善するために、優れた民間企業の例に倣い、季節要因を加味した個人ごとの業務量の積算に基づく人員配置方法を導入したうえで実施する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
14	平成24年度以降毎年度実施	総務課、行政改革推進室、全課

〈中項目2〉 休職者の予防・復帰プログラムの導入

- (1) 心の不調等による休職者が増加している状況を踏まえ、休職者を減らすと共に休職者が円滑に復帰し、組織の一員として十分に活躍できるようにするために「予防・復帰プログラム」を導入する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
15	平成25年度末	総務課

〈中項目3〉 職員採用制度の見直し

- (1) 現状の職員採用制度においては、公務員試験特有の選抜方法が障害となり、民間経験者の採用が進まず、自治体経営に民間の長所を取り入れることに繋がっていない。よって、民間経験者を対象とした、「中途採用者枠」を新たに設定し、採用試験を実施する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
16	平成26年度末	総務課

- (2) 本市は「隔年採用」を行っている。その弊害として、地元に住居する貴重な公務員志望者の他所への流出や職員年齢構成のゆがみが生じている。この状況を改善するため「隔年採用」の見直しを図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
17	平成24年度以降毎年度実施	総務課

〈中項目4〉 人件費総額のスリム化

- (1) 市職員(再任用・臨時・嘱託職員を含む)の人件費について、平成22年度決算を基準とし、平成26年度決算に係る削減目標値(割合)を速やかに設定し、スリム化を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
18	平成26年度決算	全課、総務課、行政改革推進室

[大項目3] 人材育成

〈中項目1〉 人材育成基本計画の推進と進捗管理の徹底

- (1) 人材育成基本計画においては、未達成の部分が多く見られる。また、実際の運用状況や成果が容易に確認できない状態となっている。この状況を改善するために、取り組みの進捗管理を行いながら、人材育成基本計画そのもののPDCA(※)を推進する。

(※PDCA: Plan(計画)、Do(実施、実行)、Check(点検、評価)、Action(改善、見直し)を連続して行うことで業務成果の向上や円滑化を図る手法)

通番	目標期限・活動期間など	担当課
19	平成24年度以降毎年度実施	総務課、行政改革推進室

- (2) 人材育成基本計画は、管理職や担当職員だけではなく、一般職員に浸透しているかどうか、計画の成果を左右するポイントとなることから、職員への浸透活動を十分に図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
20	平成24年度以降毎年度実施	総務課、行政改革推進室

- (3) 人材育成上、高い効果が認められる「年単位の民間企業研修」に1~2名の規模で派遣する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
21	平成25年度以降毎年度実施	総務課

- (4) 民間企業研修に係るメリット、デメリットと「本市の業務にどう活かしているか」といった成果を検証し、研修で得られた情報・知識・スキルの共有化を市役所全体で行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
22	平成24年度末	総務課

〈中項目2〉 「地域担当職員」制度の導入

- (1) 人材育成上、他自治体で有効に機能している例のある、「地域担当職員」制度を導入する。これは、地域ごとに複数名の若手中堅職員を「地域担当職員」として兼任させ、その職員が担当地域への情報提供や地域づくりへの支援・調整活動を行い、地域住民と共に地域の課題を掘り起こし、その解決方策の検討を行う制度である。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
23	平成26年度末	総務課、安全安心まちづくり課、生涯学習課

〈中項目3〉 OJTを徹底する仕組みの構築

(1) 「業務時間確保」の観点から、「QC活動等による標準化」や「ナレッジ・バンク等による『見える化』」が馴染まない部分の見極めを行い、そうした業務について、「OJT(※)」の仕組みを構築し、スキルの伝承を図る。

(※On-the-Job Training: 上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・スキル・態度等を指導し、修得させることにより全体的な業務処理能力や力量を育成する活動)

通番	目標期限・活動期間など	担当課
24	平成25年度末	総務課、行政改革推進室、全課

【基本方針3】 事務事業を検証しながら選択と集中を行う

[大項目1] 事務事業のあり方

〈中項目1〉 総合計画と個別計画の整合性の整理

(1) 社会経済情勢および財政状況の変化を勘案し、総合計画の見直しを柔軟に行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
25	平成24年度以降毎年度実施	総合政策課、行政改革推進室

(2) 総合計画と個別計画との関係性の整理を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
26	平成24年度以降毎年度実施	全課、総合政策課、行政改革推進室

〈中項目2〉 行政評価制度の明確化

(1) 行政評価制度の仕組みについて、評価から予算反映までの流れとそれぞれの段階の位置付けを明確化することで、PDCAサイクルの確立を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
27	平成24年度末	財政課、行政改革推進室、総合政策課

〈中項目3〉 行政評価制度と市民満足度の連動

(1) 「行政の透明性の確保と市民満足度の最大化を目指す」といった、行政評価制度の実施目的達成のため、「市政モニター」や「市民への世論調査」等との連動を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
28	平成26年度末	総合政策課、行政改革推進室

〈中項目4〉 多様な観点による議論の促進

(1) 平成22年度実績分の事務事業評価において、74%もの事業が翌年度以降の事業内容を「現行どおり」と判断している状態を改善するため、総合計画・行政評価所管課と各業務の所管課における議論を活発に行い、問題意識の醸成を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
29	平成24年度以降毎年度実施	全課、総合政策課、行政改革推進室

〈中項目5〉進捗管理と目標精度の向上

- (1) 業務の進捗確認や進捗管理結果を受けての改善策の実行等について、「いつ、誰が行うか」という部分の仕組みを構築するとともに、「目標精度の向上、現状における課題の整理」を促進するためのツールとして、「グラフ」の活用を推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
30	平成24年度以降毎年度実施	全課、行政改革推進室

〈中項目6〉予算削減ルールの設定

- (1) 事務事業評価において、「『現行どおり』の自己評価結果であっても、常に業務改善やコスト削減を行うことにより、一定程度の予算削減を図る」との予算反映ルールを導入する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
31	平成24年度末	財政課、行政改革推進室

〈中項目7〉予算反映方法の確立

- (1) 行政評価結果を受けての予算反映等については、「目標の達成」という点だけに固執せず、「取組の内容」や「指標の妥当性」の視点も加える等の工夫をする。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
32	平成24年度以降毎年度実施	財政課、行政改革推進室、総合政策課

〈中項目8〉評価結果の迅速な実行

- (1) 試行を含め、行政評価に取り組んで数年を経過していることから、予算への反映や重複事業の統廃合等を早急に行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
33	平成24年度以降毎年度実施	全課、財政課、行政改革推進室、総合政策課

〈中項目9〉外部チェック機関の設置

- (1) 施策全体の整合性を図るため、総合計画、行政評価、行政改革および人事評価も加えた全体を毎年度チェックする、包括的な外部チェック機関を設置する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
34	平成24年度中に設置のうえ実施	総合政策課、総務課、行政改革推進室

〈中項目10〉人件費の「見える化」

- (1) 現状においては、所管課が自課の人件費を把握していないため、無意識のうちに予算が増大する可能性が高い。よって、人件費管理業務の各所管課への移管、もしくは所管課を対象とした人件費の「見える化」等の改善を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
35	平成25年度末	総務課、財政課、行政改革推進室

〈中項目 11〉 内部会議のスリム化

- (1) 内部会議については、出席者数を厳選するとともに、同じ職員がメンバーで構成されている複数会議の統合や結論の先送りを避けるための工夫を図ることで、業務時間の有効活用に繋げる。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
36	平成24年度末	行政改革推進室

【大項目2】 公の施設のあり方

〈中項目1〉 指定管理者制度の推進

- (1) 図書館、美術館、博物館といった文化施設等についても、他の自治体では指定管理者制度の導入が図られていることから、導入に係る検討を進める。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
37	平成26年度末	施設所管課、行政改革推進室、文化課

〈中項目2〉 ファシリティマネジメント方針の策定と実行

- (1) 本市施設については、今後、膨大な維持管理経費や建替え費用が見込まれることから、施設の維持管理、選択と集中、市民協働を絡めた施設の長寿命化、受益者負担額の将来像等についての「ファシリティマネジメント(施設等に関する維持管理等)に係る基本方針」を策定のうえ実行する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
38	平成25年度末	施設所管課、財政課、行政改革推進室

【基本方針4】 多額な財政負担を要する事業の検証と再構築

【大項目1】 汚水処理基本構想

〈中項目1〉 公共下水道整備の必要性検討

- (1) 利用者の意向、要望等を踏まえたうえで、外部チェック機関において本事業の検証を行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
39	着工前	行政改革推進室

- (2) 本事業を実施する場合においても、検証を行いながら少しずつ取り組む。また、さらにコストが低い方法を考えながら推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
40	着工後	下水道推進課

【大項目2】 田川地区清掃施設組合

〈中項目1〉 新ごみ焼却場建設費用の抑制と市民理解度の向上

- (1) ごみの減量化・資源化に係る各家庭や事業所等に対する普及啓発活動を推進し、市民の協力をより一層得ることで、ごみ搬出量の削減に繋げる。なお、生ごみに関しては、各家庭における生ごみ処理容器の導入や「水を搾ってから袋に入れる」等の普及啓発活動を一層推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
41	平成26年度末	環境対策課

- (2) 新ごみ焼却場建設に係る具体的な計画策定にあたっては、様々な工夫を図ることでイニシャルコスト、ランニングコストを圧縮する。また、費用、環境、安全性等を検証し、処理施設容量を多めに取り、生ごみも合わせて処理する方が安く済むのであれば、現在予定されている生ごみ処理場は建設しないことも検討する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
42	着工前	清掃施設組合、行政改革推進室

- (3) 計画が確定し、実施に移す前段階において、地域住民に対して「総工費、費用負担の期間、1人当たり負担額」等をしっかりと示す。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
43	着工前	清掃施設組合、行政改革推進室

〈中項目2〉 職員の資質向上策の実施

- (1) 専門資格の取得、研修の実施や研修成果のフィードバック、業務改善等により、職員の資質向上を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
44	平成24年度以降毎年度実施	清掃施設組合、行政改革推進室

[大項目3] 水道事業

〈中項目1〉 計画的な施設等の更新および広域化の推進

- (1) 水道管大規模更新および水道施設更新にあたっては、今後の人口減少に応じ、適切かつ計画的に行うとともに施設の適切な統合等を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
45	平成28年度末	水道課

- (2) 将来的には、広域で水道事業に取り組む方向で検討を進める。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
46	平成28年度末	水道課

[大項目4] 田川市立病院

〈中項目1〉 基準外繰出の抑制

- (1) 本市の財政状況および組織全体の行政改革の観点から、平成25年度以降において、市本体からの基準外繰出は行わない。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
47	平成25～28年度	市立病院、財政課、行政改革推進室

〈中項目2〉 目標管理の推進と適切な公表

- (1) 総務省「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月)に定められている「経常収支比率、職員給与対医業収益比率、病床利用率」に係る数値目標を速やかに設定し公表する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
48	平成26年度末	市立病院

- (2) 中期事業計画の「重点思考」および「見える化」を行い、進捗状況を広く公表するとともに市民への働き掛けの強化を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
49	平成24年度以降毎年度実施	市立病院

〈中項目3〉 ネットワーク化の推進

- (1) 田川保健医療圏内の公立病院および社会保険田川病院とのネットワーク化に係る協議を進める。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
50	平成24年度以降毎年度実施	健康福祉課、市立病院

〈中項目4〉 職員の資質向上と労働条件の整備

- (1) 職員の接遇能力等の向上を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
51	平成24年度以降毎年度実施	市立病院

- (2) 職員の職場環境の整備を十分に図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
52	平成24年度末	市立病院

〈中項目5〉 経営改善推進委員会のあり方

- (1) 経営改善推進委員会については、構成メンバー、開催頻度の見直しを図り、チェック機能を担保する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
53	平成26年度末	市立病院

- (2) 中期事業計画における「市民のため、市民とともに」の基本理念に基づき、経営改善推進委員会の外部委員に市民を加える等の改善を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
54	平成26年度末	市立病院

- (3) 同委員である公認会計士に、適宜、的確に必要な資料の提供を行い、アドバイスいただく。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
55	平成24年度末から毎年度実施	市立病院

〈中項目6〉 原価計算の導入

- (1) 診療科別等の原価計算システムを早急に導入する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
56	平成24年度末	市立病院

〈中項目7〉 外部委員会設置による検証の実施

- (1) 外部委員により構成される組織を市役所内に設置し、市立病院への基準外繰出の成果、経営形態および事業自体のあり方を検証する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
57	平成25年度末	行政改革推進室

【基本方針5】「新しい公共」の観点により、役割分担を明確化する

[大項目1] 「新しい公共」時代におけるまちづくりのあり方

〈中項目1〉 自治基本条例の必要性検討

- (1) いわゆる自治基本条例の策定に関して、本市における自治の基本原則を定め、市民と市の協働によるまちづくりを進める観点から、条例化に対する市民の機運の状況等を十分勘案しつつ必要性等の検討を進める。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
58	平成28年度末	総合政策課、安全安心まちづくり課、総務課

[大項目2] 外部委託のあり方

〈中項目1〉 外部委託の適正化推進

- (1) 「Activity Based Costing(アクティビティ・ベースド・コストイング:活動基準原価計算)」を導入し、業務ごとに詳細な原価計算を行い、外部委託額についての検証を行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
59	平成26年度末	全課、行政改革推進室

- (2) それぞれの委託額が本当に適正なのか、そもそも必要なのか常にチェックし、是正する仕組みを構築する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
60	平成24年度中に設置のうえ実施	全課、行政改革推進室

- (3) 「ごみ収集業務」等、労務職を有する職場については、職員の安全性確保の観点も踏まえ、外部委託の第一歩を踏み出す。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
61	平成26年度末	労務職を有する課、総務課、行政改革推進室

- (4) コンサルタントへの委託業務については、費用が増大する傾向があり、職員のスキル向上に繋がっていない状況が伺えることから、委託内容の適正化を図る仕組みを構築する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
62	平成24年度以降毎年度実施	全課、行政改革推進室

〈中項目2〉 市民協働促進策の検討

- (1) 市民や地域の団体等に、より公的な役割を担っていただき、第5次総合計画に掲げる「市民とともに歩むまち」になっていくためにも、委託の可能性についての協議や検討を推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
63	平成26年度末	安全安心まちづくり課、行政改革推進室

【大項目2】 補助金、負担金のあり方見直し

〈中項目1〉 外部機関による検証の実施

- (1) 外部有識者や市民を交え、事業目的、繰越金額、交付目的に照らし、補助金、負担金の額についての検証を行う仕組みを構築する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
64	平成24年度中に設置のうえ実施	行政改革推進室

〈中項目2〉 「サンセット方式」の導入

- (1) 「サンセット方式(※)」を導入し、「必要、必要はあるけれど何年以内にやめる、この際やめる」等についての評価を実施する。

(※「サンセット方式」:あらかじめ終期を設定する方法)

通番	目標期限・活動期間など	担当課
65	平成24年度末	財政課、行政改革推進室

【大項目3】 財政状況に係る情報公開の強化

〈中項目1〉 「分かりやすい」情報提供方法の追求

- (1) 市民が財政状況を正確に理解し、市役所の取組みに協力いただくため、「今後の方向性」を交えた、分かりやすい説明方法を追求する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
66	平成24年度以降毎年度実施	総合政策課、財政課

【基本方針6】 上記を踏まえたうえで、「田川市経営改革の方向性」を示す

【大項目1】 財政健全化に向けた取組

〈中項目1〉 財政健全化条例および計画等の策定

- (1) 第5次総合計画の財政面を担保し、実行可能性を向上させることを目的とした「財政健全化条例」の策定に向けて検討する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
67	平成28年度末	財政課

- (2) 財政健全化条例に掲げる目的達成のため、3年から5年程度を推進期間とし、数値目標等を明記した「財政健全化計画」の策定に向けて検討する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
68	平成28年度末	財政課

- (3) 「財政健全化条例および財政健全化計画」策定後、市民の皆様へ策定の趣旨等について分かりやすい説明を行い、理解と協力を得る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
69	平成28年度末	財政課

〈中項目2〉 予算編成方法の変更

- (1) 総合計画経費を含めた全ての経費を対象とし、「枠配分による予算編成方式」に変更する。その際、予算削減額の一部を人材育成に充てる等のメリットシステム導入を視野に入れる。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
70	平成28年度当初予算より	財政課、行政改革推進室、総合政策課

- (2) 第5次総合計画における施策ごとに評価を行う「施策評価」を導入し、「枠配分による予算編成方式」と連動させる仕組みを構築する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
71	平成27年9月末	財政課、行政改革推進室、総合政策課

〈中項目3〉 歳入増加策の強化

- (1) 企業誘致活動の推進及び起業支援等により、企業立地およびそれに伴う雇用拡大による税収増を図る。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
72	平成24年度以降毎年度実施	商工観光課、企業・雇用対策課、農政課

- (2) 売却可能財産の処分を推進する。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
73	平成24年度以降毎年度実施	歳入確保対策本部

- (3) 税の賦課徴収および受益者負担を適正に行う。

通番	目標期限・活動期間など	担当課
74	平成24年度以降毎年度実施	歳入確保対策本部

田川市第5次行政改革大綱
～「経営の質」の向上に向けて～

発行	福岡県田川市
発行年月	平成24年5月
編集	行政改革推進室